

# サンリン株式会社 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、サンリン株式会社と称し、英文では SANRIN CO. LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 煉炭、豆炭の製造販売
- (2) 石炭、石油製品、天然ガス、その他各種燃料の販売
- (3) 各種高圧ガスの製造販売および医薬品の製造販売
- (4) 医療機器の販売、賃貸および修理
- (5) 土木建築設備および上下水道・給排水・管工事の請負設計施工
- (6) 冷暖房機・電気機械器具および各種機器・機材の販売
- (7) 発電および電力の供給事業ならびに熱供給事業法に関する項目を含む蒸気・温水その他エネルギーの供給事業
- (8) 電気・熱供給発電装置、風力発電装置、太陽光発電装置、燃料電池発電装置等の設計施工および販売ならびに売電業務
- (9) 電気通信事業法に基づく電気通信事業その他通信に関する事業
- (10) 自動車の販売ならびに解体、修理、整備
- (11) セメント、建築材料、毒物、劇物および有機溶剤の販売
- (12) 計量法にもとづく事業およびたばこの販売
- (13) 事務用および通信用機器類の販売施工
- (14) 衣料・寝具・日用雑貨および食料品・米穀類・酒類の販売
- (15) 旅館業、食堂
- (16) 損害保険代理店及び生命保険の募集に関する業務
- (17) 不動産の売買・交換・賃借およびそれらの仲介ならびに所有管理および利用
- (18) 広告および宣伝に関する業務
- (19) スポーツクラブの経営
- (20) 水耕栽培法による野菜・花卉および果物の生産販売

- (21) 水耕栽培の技術指導およびノウハウの提供
- (22) 貴金属の販売
- (23) 倉庫業
- (24) 当会社の目的に関係する事業に対する投資
- (25) 前各号に附帯または関連する事業

(本社所在地)

第3条 当社は、本店を長野県東筑摩郡山形村に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株

予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

きる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役会は取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令および本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(相談役、顧問および支配人)

第28条 取締役会の決議により相談役、顧問および支配人を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第32条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令および本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）

の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
  3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第 42 条 配当財産等が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息をつけない。